

令和5年度

行政監査結果報告書

【情報システムの運用・管理について】

令和6年3月

高知県監査委員

目 次

第1 監査の概要

1 監査の種類	1
2 監査の対象	1
(1) テーマ	1
(2) テーマ選定理由	1
(3) 監査対象機関	1
3 監査の着眼点（評価項目）	1
4 監査の実施内容	1
(1) 一次調査	1
(2) 二次調査	2
5 監査の実施期間	2

第2 監査の結果

1 情報システム導入の目的について	3
2 情報システム導入の効果の検証について	6
3 情報システムの調達・運用・管理の関係規定に沿った取扱いについて	8
(1) 情報システムに関する全般的な規定	8
(2) 情報セキュリティの確保に関する規定	10
(3) 情報システムの調達・契約に関する状況	12

第3 意見

1 情報システム導入の目的の達成及び効果の検証について	15
2 情報システムの調達・運用・管理の関係規定に沿った取扱いについて	15
3 情報システムの導入に係る支援について	15

行政監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第2項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、行政監査の結果を次のとおり報告する。

第1 監査の概要

1 監査の種類

法第199条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査の対象

(1) テーマ

情報システムの運用・管理について

(2) テーマ選定理由

県では、県民サービスの向上や行政事務の効率化を目的として、様々な分野で情報システムを導入してきたところである。

近年、社会全体のデジタル化が急速に進行する中で、本県においては、行政サービスに限らずあらゆる分野を対象としてデジタル化を推進するための「高知県デジタル化推進計画」を策定し、その中で行政サービスのデジタル化及び業務効率化を図るシステムの構築を掲げている。

今後の県政の推進において、情報システムのあり方がより重要なものとなってくることから、これら情報システムの運用・管理について、法第199条第2項の規定に基づき総合的に監査を行い、今後の経済的、効果的なシステムの構築及び運用に資するものとする。

(3) 監査対象機関

知事部局、教育委員会、公営企業局、警察

システムの運用・管理に関する制度を主管するデジタル政策課

3 監査の着眼点（評価項目）

主な着眼点は次のとおりとした。

(1) 情報システム導入の目的は達成されているか

(2) 情報システム導入の効果は検証されているか

(3) 情報システムの調達・運用・管理の関係規定に沿った取扱いが行われているか

4 監査の実施内容

(1) 一次調査

庁内に存在するシステムの概況の把握を目的として、デジタル政策課が令和4年4月1日付で把握している200のシステムを対象に、システム所管課に照会して調査を実施した。

なお、この調査では、県において構築、管理運営されるシステム（委託を含む。）を把握することとし、以下の情報システムは対象から除外した。

① 県がシステムの構築を行っていないもの

（例：国や他の機関が構築したシステムを県が利用するもの）

- ②インターネットのウェブページやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）に掲載する内容の作成、管理に関するもの
- ③市販のアプリケーションソフトウェアにおいて使用するプログラム等に係るもの
（例：Microsoft Excel で使用するマクロ）

(2) 二次調査

一次調査の結果を踏まえ、主なシステムを抽出したうえで、システムの構築・運用・保守管理の詳細状況を把握するために、二次調査を実施した。

なお、監査を行った対象機関及び対象としたシステムは表1のとおりである。

(表1)

二次調査の対象としたシステムについて

	システム名称	システム所管所属	選定理由			
			1	2	3	4
1	出荷予測システム	農業イノベーション推進課	○		○	
2	市町村統合型校務支援システム	教育政策課	○			
3	土木行政総合情報システム (土木積算システム含む)	土木政策課		○		
4	財務会計システム	会計管理課		○		
5	貸付金管理システム	協同組合指導課			○	
6	第2期新旅費システム	総務事務センター				○
7	文書情報システム・情報公開システム	法務文書課				○
8	教職員研修管理システム	教育センター				○

【選定理由】 一次調査の結果から以下の観点により選定を行った。

- 1 保守・運用経費の大きいもの
- 2 開発・導入経費の大きいもの（ハードウェアに係る部分を除く）
- 3 開発年度の近いもの
- 4 想定利用ユーザー数の多いもの

また、これらと並行して、関係する所属等に個別に下記の観点から聞き取り調査を実施した。

- ・ 県全体の情報システムの管理等の状況、考え方等（デジタル政策課）
- ・ 各システムに関する詳細、管理の方法等（各システムの所管課）

5 監査の実施期間

令和5年6月から令和6年3月まで

第2 監査の結果

情報システムの運用・管理に係る事務について監査を実施した範囲においては、おおむね適切に行われていることが認められた。

しかしながら、情報システムが当初の想定どおり稼働していなかったものや、情報システムごとに定めるとされている情報セキュリティ実施手順が定められていないもの、情報システムの調達や運用・管理に関する情報提供が適切でないと見られるものが確認されるなど、対応が十分でない事例が認められた。安全かつ最適なシステムの運用及び情報セキュリティ確保のため、関係規定に沿った適切な取扱いを徹底する必要がある。

なお、調査内容の詳細は次のとおりであった。

1 情報システム導入の目的について

情報システムの導入の目的については、高知県電子計算機運営規程（平成6年4月高知県訓令第8号。以下「運営規程」という。）第4条、第5条及び第18条に基づく協議として行われる情報化関連当初予算の協議において、デジタル政策課が各システムの所管課に対し提出を求める調査票において、システム化の目的を記載することとなっている。

これに関し、二次調査の対象としたシステムについて、その目的を確認したところ表2のとおりであった。

(表2)

二次調査の対象としたシステムの導入目的について

システム所管所属	システム名称	目的	利用状況
農業イノベーション推進課	出荷予測システム	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷予測情報を日々の営農改善に活用し、収量・所得増につなげる ・県域での出荷予測情報を販売戦略に活用し、安定取引につなげる 	<p>IoT クラウド(注1)全体としてデータ収集農家703戸(出荷・気象データ)出荷データ提供同意者数2,194戸(いずれもR5.1時点)</p> <p>出荷予測の性能に影響する出荷量データの収集に課題があり、当初想定したとおりのシステムの稼働には至っていなかった。</p>
教育政策課	市町村統合校務支援システム	<p>市町村立学校(県立中、県立特別支援学校の小中学部を含む)で実施している成績処理等、日々の授業以外の事務的業務を全て情報システムに集約し電子化することにより、学校現場での業務負担軽減と効率化を図り、生徒と向き合う時間の創出や教育の質の向上を推進するとともに、生徒に関する情報資産を災害から守る。</p> <p>県立高等学校に導入している「県立学校校務支援システム」と校種間のデータ連携を行うことで切れ目のない情報共有を図るシステムを構築する。</p>	<p>県内34市町村・1学校組合で導入済</p> <p>生徒数約4.2万人分の通知表や指導要録の作成、教員・学校間での情報のやり取りや出欠情報・保健情報の記入などの日常的な業務にも活用</p> <p>ログイン率：管理職・学校事務82.7%、教員72.6%(目標85%以上・80%以上)</p>
土木政策課	土木行政総合情報システム	<p>本システムは、複数のサブシステムから構成され、高知県の公共事業に係る調査設計積算、入札、契約、検査、災害対応の一連の事務に関する業務をサポートし、これらの情報をデータベース化し管理することで、高度で且つ効率的な事務処理を実現する。</p>	<p>システムポータル(注2)利用者数475.4人/日(令和5年3月、閉庁日含む1日平均)</p>
会計管理課	財務会計システム	<p>効率的かつ正確な会計事務を行うことを目的とする。</p>	<p>処理件数：約978,000件 実績稼働率100%</p>
協同組合指導課	貸付金管理システム	<p>将来における運用経費の抑制及び事務の効率化のため、システムを最新のものに入れ替え、本システムの再構築を図る。</p>	<p>利子補給計算処理件数3,337件/年 利子補給承認処理件数198件/年(令和4年度実績)</p>
総務事務センター	第2期新旅費システム	<p>旅費の効率的な執行及び職員の旅費にかかる事務量の低減のため、民間事業者へ業務を委託した旅費事務センターと一体的に導入されたものが新旅費システムである。</p> <p>本システムの老朽化により、プログラムに不具合が生じるなど円滑な業務の執行に支障が出ていたことから、第2期新旅費システムは最新の技術に対応するようプログラムの全面的な再構築を行い、その機能の維持及び円滑な運用を目的とする。</p>	<p>年間処理件数：123,672件(令和4年度実績)</p>
法務文書課	文書情報システム・情報公開システム	<p>公文書の起案から廃棄までの一連の文書管理業務を行うとともに、情報公開システムと連携して公文書の件名公開を行う。また、決裁システムと連携して、文書情報システムで起案した文書の電子決裁を行う。</p>	<p>文書作成件数：184,328件(令和4年度実績)</p>
教育センター	教職員研修管理システム	<p>業務の効率化と精度向上により、本質的な業務に費やす時間を創出することで、教員の目的意識を高めることにより、効果的な研修を実現する。</p>	<p>利用者数：約7,500人</p>

(注1) IoP (Internet of Plants) クラウド (IoP プロジェクト) について

JA グループ高知、高知大学、高知工科大学、高知県立大学、IoP 推進機構、高知県工業会、高知県 IoT 推進ラボ研究会等による産学官連携のもと、「もっと楽しく、もっと楽に、もっと儲かる」農業の実現を目指して、デジタル技術を活用した農業のためのプラットフォームとなる仕組みを構築しており、その核となるデータ連携基盤を指す。

これを核として Society5.0 時代におけるデータ駆動型の新しい農業を確立し、発信していくことで、高知県施設園芸農業の発展、関連産業群の集積と発展、県内大学の魅力向上の実現を目指すもの。

(農業イノベーション推進課 Web ページ「「IoP クラウド」始動に関する記者発表について」から一部改変して引用
<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2021010800303/>)

(注2) システムポータル

システムを使用する際に、ログイン後最初にアクセスするページ。

実際の業務はここからシステム内の個別機能を選択して業務を行う。

現在の利用状況を確認したところ、出荷予測システムについては、出荷予測の性能に影響する出荷量データの収集に課題があり、現時点では当初想定したとおりのシステムの稼働には至っていなかった。ただし、本システムについてはテスト運用等によりシステムそのものは適正に動作することが確認されていた。

他のシステムについては、いずれもシステム導入の目的に沿った運用が行われており、システム導入時の目的はほぼ達成されていると認められる。

2 情報システム導入の効果の検証について

システム導入の効果の検証については、予算協議の通知における「情報化予算協議の基本的な考え方について」で示されている。

情報化予算協議の基本的な考え方について（抜粋）

情報化予算の協議に当たっては、次の基本的な考え方によりその内容を精査してください。
なお、各種財団、公社、協会等への情報システム関係の補助金等についても、同様の考え方で内容の精査を行ってください。

2 費用対効果の検証

情報システムの費用対効果を検証し、状況によっては廃止又は改善を検討する。

- (例)
- ・システム開発で事務の効率化（業務時間の削減等）が実現できたか
 - ・業務上でシステムが有効に活用されているか
 - ・システムの利用状況が想定されたレベルに達しているか

これに関し、令和3年度・4年度に構築したシステムの効果検証について確認したところでは、表3のとおりであった。

3 情報システムの調達・運用・管理の関係規定に沿った取扱いについて

情報システムに関する規定等について、次のとおり確認を行った。

(1) 情報システムに関する全般的な規定

情報システムに関する全般的な規定として、運営規程及び運用規程の施行に関し必要な事項を定める「高知県電子計算機運営要綱（平成6年4月22日施行。以下「運営要綱」という。）」がある。

運営規程及び運営要綱においては、情報システムを新たに構築、運用を開始するに当たっては、以下の手続を行うことを定めている。

ア デジタル政策課への協議

業務主管課長は、業務を新たに電算処理しようとするとき又は情報システムの変更をしようとするときは、デジタル政策課長に協議しなければならない。また、デジタル政策課長は、これらの協議に対して、新たに電算処理しようとするとき又は情報システムの変更の適否について検討し、その結果を協議のあった業務主管課長に通知するものとされている（運営規程第4条及び第5条）。

これらの協議を行う対象については、予算を伴う電算処理に限るものとし、予算要求前に行うものとされている（運営要綱第2条及び第3条）。

デジタル政策課への協議については、令和4年度には令和4年8月8日にデジタル政策課長から本庁各課長、教育委員会事務局各課長、議会事務局長、各種委員会事務局長、公営企業局各課長あてに、次年度の情報化関連当初予算の協議等について通知文書が出され、これに対しシステムを所管する各課から必要書類を提出することにより、運営規程第4条、第5条及び第18条に基づく協議並びに第9条に基づく経費の積算としての協議に代えるものとしている。

この中では、情報化予算協議の対象となる業務を以下のとおりとしていた。また、(ウ)を除き、提出された書類をデジタル政策課で精査のうえ電算処理に必要な経費を積算し、通知することとしていた。

- (ア) 令和5年度に情報システムの新規開発又は改修を予定している委託業務
- (イ) 令和5年度に情報システムの運用・保守やデータ入力作業などを予定している委託業務
- (ウ) 令和5年度に休止・廃止する委託業務

これにより、178の業務について、それぞれのシステム所管所属からデジタル政策課に対して協議が行われていた。

このうち、二次調査において抽出したシステムについて協議内容を確認したところ、出荷予測システムについては当該システムが含まれるIoPクラウド全体として協議が行われていた。

イ デジタル政策課等への合議

業務主管課長が情報システムの開発等を委託しようとするときは、デジタル政策課長に合議するものとされている（運営規程第7条第2項）。

デジタル政策課では、この合議について、次年度当初からの実施を予定する施行何の際に行うことを通知している。二次調査において抽出したシステムについて確認したところ、システム所管課からデジタル政策課への合議は適正に行われていた。なお、デジタル政策課では、合議を受けたものについて別途写しを保管していた。

また、委託契約を行う場合には、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第36条第2項の規定に基づき定められた標準書式（平成18年3月31日付け17高管財第784号総務部長通知）に準拠して、契約書を作成しなければならないこととされている（運営要綱第4条）。併せて、1件の支出負担行為の額が100万円以上である場合には、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第44条により、会計管理者に支出負担行為の合議をしなければならない。（公営企業局を除く。）

契約に係る会計管理者等への合議について、各所属に対する定期監査において確認を行った範囲では、不適正なものは確認されなかった。

ウ 経費の積算等

情報システムにおける電算処理に必要な経費の積算は、業務主管課長がデジタル政策課長に依頼し、デジタル政策課長がこれに基づき、必要な経費を積算して、業務主管課長に通知するものとされている（デジタル政策課長が別に定めるものを除く。）。（運営規程第9条）

各課がデジタル政策課に対しアの協議を行うことで、経費の積算についても依頼があったものとして、デジタル政策課は協議に基づき積算結果を回答している。

所属ではこの積算結果を踏まえ、業務委託等の際の参考見積とともに予算要求を行っているところである。

エ その他の規定

電算処理に必要な経費は、業務主管課において負担するものとしている（運営規程第8条第1項）が、デジタル政策課長が特に必要があると認めた場合は、業務主管課長と協議の上、経費の負担について別に定めることができるとされており（運営規程第8条第2項）、以下の情報システムは、これによりデジタル政策課で経費負担を行っていた。

・給与システム外7業務（※）運用保守（委託）

（※）財形貯蓄控除システム・退職手当算定システム・退職手当試算処理業務・期限付教員退職手当算定事務・職員給与実態調査事務・警察財形年金システム・現員現給等調査事務

また、全庁的規模の情報システム又は重要かつ特殊な情報システムの開発等は、業務主管課長及びデジタル政策課長が共同して行うものとされており（運営規程第6条）、以下の

情報システムのように、これにより業務主管課とデジタル政策課とで開発・運用等を行っているものがあつた。

- ・財務会計システム
- ・給与システム
- ・総務事務集中化システム
- ・文書情報システム

なお、総務部長は、知事部局以外の各委員会等から、当該委員会等が所掌する業務の電算処理及び共用コンピュータの利用に係る協議を受けたときは、これに応ずるものとされている（運営規程第18条）。

運営規程は知事部局における訓令となっており、知事部局以外の委員会等については、各委員会等において必要に応じて関連規定を制定する形となっている。

このうち、警察本部にあつては、高知県警察情報管理システム等運用要領を制定（令和5年7月25日）し、この中で情報システムの開発、運用・保守等について規定している。

また、公営企業局では、あき総合病院、幡多けんみん病院が病院ごとに「病院情報システム運用管理規程」を定め、各病院においてシステムの導入・運用の対応を行っている。（幡多けんみん病院が平成21年3月9日に、あき総合病院が同年4月8日に制定。）これらでは、対象となるシステム、管理体制、管理者及び利用者の責務や運用管理事項等の詳細などを規定している。

予算協議においては、先に述べたとおり知事部局以外の各委員会等にも知事部局と同様に協議対象として通知しており、デジタル政策課はこの機会に情報システムの導入・保守管理について状況を把握し、必要に応じてアドバイス等を行う仕組みとなっていた。

（2）情報セキュリティの確保に関する規定

県では、県の情報セキュリティを確保し、情報資産を適切に取り扱うための対策を総合的、体系的かつ具体的にまとめ、以下のア及びイから成る高知県情報セキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー」という。）を策定している。

ア 「高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程」（以下「セキュリティ基本方針」という。）

県の情報セキュリティを確保するための基本的な方針を定めたものである。

イ 「高知県情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）」

アに規定する情報セキュリティ対策を運用するための基準を定めたものである。

また、セキュリティポリシーを形骸化させず、実効性のあるものとするため、セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ対策を、それぞれの情報システムごとに具体的に明記した「情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）」を作成し運用することによって、県全体の情報セキュリティを確保するものとしている。

対策基準によれば、組織及び運用管理体制として、以下のよう規定されている。（対策基準 第3）

ア 情報セキュリティ委員会

副知事を委員長、総務部長を副委員長とし、知事部局の各部局長、教育長、警察本部長、公営企業局長、総務部デジタル化推進監を委員として組織し、以下の事務を所掌する。

(ア) 情報セキュリティ対策の総合的な推進及び調整に関すること。

(イ) 情報セキュリティの監査に関すること。

(ウ) 上記に掲げるもののほか、情報セキュリティに関連する重要な事項に関すること。

イ 情報セキュリティ推進部会

情報セキュリティ対策を推進する上で調整及び整理が必要と認めた事項について検討するため、委員会の下に置かれるもの。総務部デジタル政策課長を部会長とし、総務部法務文書課長、総務部行政管理課長、総務部人事課長、総務部管財課長、危機管理部危機管理・防災課長、会計管理局会計管理課長 を部員として組織される。

このうち、情報セキュリティ委員会は、令和4年度は同年6月と令和5年2月に実施され、情報セキュリティ事案の発生状況、セキュリティ監査等の協議が行われていた。

なお、ここ数年は委員会で協議事項が完結しており、情報セキュリティ推進部会の開催は行われていなかった。

対策基準の第13では、情報セキュリティ監査について、デジタル化推進監が実施計画を策定し、定期的又は必要に応じて実施すること、監査の結果を踏まえ、情報セキュリティ対策に関する重要な事項について見直しが必要な場合は、情報セキュリティ委員会に報告することとされている。

令和4年度の情報セキュリティ監査については、外部事業者の協力を得て、OSのアップデートやソフトウェアの導入協議の状況を確認し、その結果を基に注意喚起や作業指示が行われていた。

また、その結果は、令和5年2月に開催された情報セキュリティ委員会で報告されていた。

セキュリティ基本方針には、「情報システムを管理する者は、自らが管理する情報システムについて、高知県情報セキュリティ対策基準に定める情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順をまとめた情報セキュリティ実施手順を作成しなければならない。」と定められている（第9条）。

セキュリティ実施手順書（以下「実施手順書」という。）は、セキュリティポリシーに基づき、どのように情報システムを運用管理するかを具体的に記した文書であり、実施手順書に基づき情報システムを管理することで、セキュリティポリシーに定められたセキュリティレベルを維持した、適切な運用が行われることを目的としている。

デジタル政策課では、システム所管課でこの実施手順書のひな形を庁内向けのウェブページ「デジタル政策課イントラ」及び令和2年11月から運用しているグループウェア「公

開羅針盤」のファイル共有機能である「キャビネット（以下「キャビネット」という。）」で公開し、各システムで実施手順を作成する際に利用できるようにしていた。

これに関して、二次調査において対象システムの実施手順の作成状況を確認したところ、出荷予測システム及び教職員研修管理システムについて作成が確認されなかった。

出荷予測システムについては、システムを運用する農業イノベーション推進課では、当該システムを包含する高知県 IoP クラウドの運用保守等委託業務実施計画書において定めるセキュリティ関連規定が実施手順書を代替できるものと考えていたが、確認したところ、情報漏えいの発生時の対応計画の記載がない等、実施手順で定めるとされる項目から欠落が多く、実施手順の要件を満たしていなかった。

教職員研修管理システムについては、システムを運用する教育センターでは作成の必要性について認識していなかった。また、本システムは教育ネットに接続して利用されていたが、教育ネットを所管する教育政策課においては、実施手順が未作成であることが把握されていなかった。

更に、デジタル政策課においては、県庁ネットワークに接続する場合の接続協議において実施手順書を確認していたが、いずれのシステムも県庁ネットワークを使用しないものとして当該接続協議がなかったため、実施手順書の確認は行われておらず、ここでもこの状況は把握されていなかった。

なお、教職員研修管理システムについては、教育ネット内のみで運用されており、インターネット等外部ネットワークには接続されていない。また、令和6年度には、国が構築し同様の機能を有するシステムに移行し、本システムは廃止の予定である。

(注)

教育ネット：高知県教育委員会、県内各市町村の教育委員会、県立学校、市町村立学校等を対象とした閉域ネットワークであり、高知県情報ハイウェイを介して接続されている。

県庁ネットワーク：課及び出先機関を接続した情報通信網をいう。（高知県情報通信基幹ネットワーク運営管理規程第2条による）

(3) 情報システムの調達・契約に関する状況

デジタル政策課では、情報システムの開発（改修を含む）を行う際の計画・予算手続・実際の調達から契約まで及び運用保守業務に係る予算手続・実際の調達から実施までの流れに沿って、システムの調達に当たって行うことや留意点などを示した「情報システム調達事務の手引き（以下「手引き」という。）」を作成し、「デジタル政策課のキャビネット」及び「デジタル政策課イントラ」内「情報システム調達支援のページ」において掲示している（最新版は令和5年7月）。

この手引きは、以下の内容が掲載されている。

- ・情報システムの開発（改修を含む） 計画・予算手続・調達・実施
- ・運用保守業務 予算手続・調達・実施
- ・全体管理（デジタル政策課への協議）

- ・契約形態
- ・情報システム関連物品の調達

情報システムの調達・契約に関しては、手引きに基づいてシステムを構築（更新）しようとする所属により調達を行うこととなる。

デジタル政策課では、この手引きに沿いつつ、要所での相談、協議等により調達事務を進めることで、適正な調達につながるよう、必要な支援を行うこととしている。

新規構築（再構築・改修を含む）するシステムについては、予算協議においても使用する「業務調査票」によりデジタル政策課に協議することとしている。この中でデジタル政策課は所管課に対し、当年度経費に加え、運用保守費を含み5年間の予算見通しを記載させ、協議においてその内容を確認している。

また、デジタル政策課では、各所属で行うシステムの構築（更新）又は保守管理等情報化関連の委託業務について、個別事例についてより具体的かつ専門的な支援を目的として、令和4年度から情報システムの調達に関する支援の一部（情報システムの開発、改修等の企画立案及び仕様書の作成等に専門的な意見を求めること等）を外部委託を行って対応している。

このうち、令和4年度にシステム所管所属への支援として相談やアドバイスに対応した情報システムは以下のとおりであり、契約時の仕様書によれば年間20件程度の想定であったところ、実績は以下の9システム・13件であった。

- ・産学官民連携課Web構築業務（産学官民連携課）
- ・土佐黒潮牧場監視システムクラウド化委託業務（水産業振興課）
- ・財務会計システム（調達・再構築設計委託業務）（会計管理課）
- ・こうちスタートアップパーク受講管理システム及びKSPの取組に関するホームページ（産学官民連携課）
- ・土佐MBA受講管理システム及び産学官民連携等の取組に関するホームページ（産学官民連携課）
- ・遺失物等情報管理システム（県警本部・会計課）
- ・ホームページのリニューアル（県警本部・県民支援相談課）
- ・放置駐車違反管理システム改修（県警本部・交通指導課）
- ・子育て支援ポータルサイト（子育て支援課）

また、上記の相談支援の具体的な内容は、以下のとおりであった。

- ・参考予算見積書の妥当性確認
- ・基本構想策定やプロポーザルでの提案内容、仕様書（案）の作成等の技術的助言
- ・仕様書（案）の内容精査
- ・プロポーザル関連資料の内容確認
- ・契約方法の相談、見直し検討支援

こういった支援の活用については、デジタル政策課から各所属に対し、「令和4年度の支援について（通知）（令和4年4月5日付け4高デ政第6号・デジタル政策課長から各情報システム所管所属長（情報システム管理者）あて通知）及び「令和5年度情報化関連当初予算の協議等について（通知）（令和4年8月8日付4高デ政第342号・デジタル政策課長から本庁各課長、教育委員会事務局各課長、議会事務局長、各種委員会事務局長、公営企業局各課長あて通知）」において示されており、令和5年度においても、同様の内容が示されていた。

なお、「デジタル政策課イントラ」の掲載内容のうち、一部の項目について「作成中」のままであったり、現在の状況が反映されないまま長期間更新されていないものが確認された。

第3 意見

監査の結果、改善及び検討を要する事項が認められた。

については、今回の監査で確認された課題を踏まえ、次のとおり意見を述べる。

1 情報システム導入の目的の達成及び効果の検証について

農業イノベーション推進課の「出荷予測システム」については、導入後の運用が想定どおりに進まず、現時点では十分な機能が発揮できていなかった。

これは、システム自体としては構築を完了しているが、処理に必要なデータの収集ができる体制が整っていないためであった。

については、システム本来の機能が発揮できるよう、早期に適切なシステムの運用体制づくりを進め、情報システム導入目的の達成に向け取り組むことを求める。

2 情報システムの調達・運用・管理の関係規定に沿った取扱いについて

農業イノベーション推進課の「出荷予測システム」及び教育センターの「教職員研修管理システム」については、セキュリティポリシーに基づき、情報システムごとに定めるとされている情報セキュリティ実施手順が定められていなかった。また、情報システム全体を所管する所属（「出荷予測システム」はデジタル政策課、「教職員研修管理システム」はデジタル政策課及び教育政策課）においてはそのことが把握されていなかった。

システムを所管する各所属においてはこれを適正に規定すること、情報システム全体を所管する所属においては適正な取扱いについて改めて整理のうえシステム所管所属に周知徹底すること及び必要に応じて状況の把握に努めること等、必要な対応を求める。

3 情報システムの導入に係る支援について

情報システムの導入については各所属で対応することとなっているが、その中での導入支援については、専門的なアドバイス等を受けられる仕組みがあり、実際に利用されているところでもあり、必要な対応は行われている。

一方、デジタル政策課において情報システムの調達や運用・管理に関する通知やマニュアル等を掲載する庁内向けのウェブページ「デジタル政策課イントラ」において、「作成中」のままであったり、長期間更新されていない項目があった。

これは、所属において情報システムの導入や保守運営に当たって当該ページが閲覧されることを想定すると適切でないと考えられる。記載項目の更新や掲載内容の整理を行うことなどにより、所属でのシステム調達や運用管理の円滑化に有効なものとなるよう、適切な対応を求める。

情報システムの調達に当たっては、その設計・調達から実際に稼働するまでには一定の期間を要し、規模や利用環境によっては様々な調整も必要となり、場合によってはシステムの円滑な導入や運用に支障が生じることもあり得る。また、システムの調達や運用管理に関しては専門的な知見を要する部分もあるが、多くの場合専門性を有しない職員が対応すること

となり大きな負担となることも考えられる。このため、デジタル政策課においては、調達を行う場合に所属において過度の負担とならないよう、専門的な部分を含めた調達支援を充実させるとともに、今後も県の情報システムの調達や運用管理が適正かつ円滑に行われるよう努められたい。